

国立極地研究所オープンアクセス方針

平成29年11月24日

情報・システム研究機構国立極地研究所

情報・システム研究機構国立極地研究所（以下「研究所」という。）は、オープンアクセス方針を以下のよう

に定める。

（研究成果公開に関する原則）

1. 研究所は、出版社、学会、所内部署等が発行した学術雑誌に掲載された教職員の研究成果（以下「研究成果」という。）を、研究所の機関リポジトリ「国立極地研究所学術情報リポジトリ（National Institute of Polar Research Repository）」において公開する。公開する研究成果には、原則として「クリエイティブ・コモンズ 表示 国際パブリック・ライセンス 4.0 及びその後継版」を付与する。

（研究成果の根拠データ公開に関する原則）

2. 研究所は、研究成果のエビデンスとなる研究データ（以下「根拠データ」という。）を原則として公開する。

（公開及び適用の例外）

3. 本方針を適用することにより第三者の権利を侵害する可能性があると認められる特段の事情があるとき、または研究成果及びその根拠データの公開に際して本方針に相反する契約が締結されているときは、研究所は当該研究成果及びその根拠データを公開しない。ただし、特段の事情が消滅した、または本方針に相反する契約が解除された場合には、この限りでない。

（適用時期）

4. 本方針は、平成29年12月以降の研究成果及びその根拠データに適用されるものとする。

（その他）

5. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。